

第六章 訪問指導時的一般的心得

家族員との接觸、醫師との關係、責任を自覺すること

さて以上の準備が調つたならばこれから愈々訪問に取りかかる譯であるが、『戰ひ』の心構へともいふべきものを今一度吟味して見るならば、社會保健婦は、忍耐心を持ち、思慮深く、研究心に富んでゐなくてはならない。往々社會保健婦の當面する諸問題は、表面的な事實の背後にその眞の姿を祕してゐるし、又或る場合には裏切者のような陰險な眼差で虚を狙つてゐるのである。故に、社會保健婦は第一に融通の利く者でなくてはならないし、人間の祕められた可能性に對する信念が強く、希望に満ち、樂天的であつて、しかも時に蛇のように慧利でなくてはならない。

又人間性の強弱兩面を知悉してゐると同時に、個性の中にある建設的な要素を素早く見てとつて效果的に働かせ得る事が肝要である。

家族員との接觸

訪問に當つては、くれぐれも個人でなく家庭を單位とし、訪問目的を家族全體に納得せしめ、家庭全體を指導援助することを忘れてはならない。事業開始當初においては病人のある家庭から入るがよい。それらの家庭は助けを求めてゐるからである。訪問は早朝、食事時等はなるべく避けるべきであるが、特に生活狀態を見る必要のある時はそれらの時を狙ふと案外な效果を上げるであらう。

一、豫め、家庭の状況、前の訪問時の状態、醫師の指示等を熟知すべきこと。

二、訪問の順序を考へ、健康児の訪問より始め、傳染の危険のある結核、傳染病患家の訪問を一日の訪問の最後とすること。

三、先方に着いた場合、記入した住所氏名の照し合せ、間違ひなきを確めて後玄關に入る。

四、もしそれが最初の訪問ならば、名刺を出し、自己紹介をし、事例の存否を確か訪問の主旨を傳へ、常駐場所を説明する。

五、家庭には極めて丁寧に挨拶をなし、もし同伴者がある場合は同伴者をも家庭に紹介し、お互ひに打解けて談話の出来るようにする。

六、立話は避け、玄關に腰かけて落着いた態度で話す。家人に招じられた場合は、座敷に上る。冬期において、コート等着用の場合は、それを疊んで玄關の隅におき、その上に帽子をおく。

七、事例と家族との關係を一通り知る。

八、家族の健康状態、經濟状態、教育程度、又は和合の状態、周囲の衛生状態等の大略を知り、今後の訪問指導の参考にする。

九、事例に對しては特に細かく觀察し適當な指示を與へる。

十、訪問の目的に向つては極めて丁寧に説明し、先方の興味を惹くように努め、相談に對しては親切な指示を與へ、出來得る限り家人の面前で實際に行つて見せる。

十一、先きにも述べた通り、家人の面前で記入する場合は、氣持を害さない程度にする。

十二、『内々の者』などゝ感じを抱かせ、心の底にあることを打明けさせるようとする。でないと社會保健婦に對し非

常に不利な態度をとるようになるし、一旦そうなれば、それを直すのに骨が折れるであらう。

十三、氣取つたり、勿體振つたりしないで、平常と變りない態度で恰も自分と同等の人に對するが如くに話し、心の中には、如何にすれば彼らの力になり得るかといふ自問を持つ。

十四、訪問の時は、なるべく、訪問先の家族以外の人とのふることを避ける。

十五、常に周到な注意を拂ひ、新しい事實殊に普通の方法では打明けて貰へないような事實を引出させるための機會を逃してはならない。その家の内部や外部の様子は、しばく、大切な事實を物語る。

十六、その人達の日常使つてゐる言葉を話すように努めること。

十七、立去る時は再び訪ねてくれることを望むようにしむける。

十八、第一回の訪問は約三十分位を限度とし、再度の訪問の場合も長居をしてはならない。自分の用がすんだら、サツサと引上げる。家族の者が自分の不運を嘯つて引留めようとする時でも、無禮にならぬように巧みに座を外す位がよい。（但し、自分の用といふのは、その家庭に必要なことを意味するのであって、家族の訴へによつて新しい事實の發見が出来ると思ふ場合は勿論注意深く聽かねばならない。只、依頼心を起させることは飽くまでも警戒しなければならない）

醫師との關係

家庭訪問に際し、社會保健婦の注意すべき點は家庭に病人を發見した場合は先づ醫師の診察を勧める。急な場合は看護婦規定の範圍内に於て適當なる處置を行ふ。看護及手當は醫師の指圖なくしては永く繼續してはならない。

特別の場合を除き、醫療必要的注意を與へたにも拘らず、第三回訪問時にも何ら實行してゐない場合は、訪問も中止することもある。

醫師を選ぶに就いて相談を受けた場合は、その附近に住む醫師數名を擧げ、選擇をその家庭の者に任せることとする。施療を必要とする家庭の病人に就ては適當なる醫療機關に紹介することもある。

醫師の診斷以外の珍斷を承認しない。

醫師の診察を受けてゐる場合は直ちに連絡を取り、其の診斷を聞き、且つ患者の容態は必要に應じ訪問の度毎に經過報告し、看護法の指導を受ける。

主治醫の許可なくして患者又は家族の人達の依頼により他の病院、診療所、専門醫の紹介をしない。

擔當區域内の開業醫又は病人の主治醫には社會保健婦自ら出頭して自己紹介をして社會保健婦事業の内容を説明し、又事業報告書を送り、その他何らかの形式で絶えず連絡を保つ。

責任を自覺すること

而して、最後に社會保健婦の仕事は、病院とか健康相談所とかに於て、醫者なり婦長なり又は事業主體の責任者等から一つ一つ細かな事まで指圖を受けて働く者ではなく、受持の區域に出張して一人で、全責任を、主體なり主任者なりから委ねられて働く者であるから、その一言一行は事業主體の代表であり、又全國の保健事業、豫防衛生事業、社會事業等を前進せしめ又は退歩せしめるものであることを銘記しなければならない。

第七章 訪問指導の要點

妊娠婦、乳幼児、學童、一般病者、傳染病患者、結核患者、性病患者
トラホーム及一般眼疾者、その他

妊娠婦家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、妊娠をなるべく妊娠初期より相談に應じ産前産後の休養を充分にとらしむる等の方法により母體を保護し、健康兒を得るに必要な注意を與へ、坐位による分娩とか、出産後の栄養食品不攝取とか等々の——非合理學的非衛生的產育習俗の打破を計り、教育し、分娩時まで續けて監督すること。(専くとも妊娠中一回乃至三回、産褥五日以内に一回、更にその後の五日以内に一回の家庭訪問を爲すこと)
- 2、妊娠婦が妊娠中又は産褥中醫師及び充分なる看護が行団き必要な注意を受け得るや否やを確め定期的に醫師又は産婆の診察を受け得るようにすること。
- 3、妊娠の早期に於て、妊娠に對する衛生及び個人衛生の知識を妊娠及び家人に與へる。
- 4、異常狀態の早期發見に努め、正常の狀態に於て胎兒が完全なる發育をなし得るように助力する。
- 5、出産の準備につき指導する。

二、訪問の方法

妊娠婦と親しみ、妊娠自身色々と質問を發する様にし向ける。談話の間に左の項目を明かにする。

- 1、分娩場所(家庭、病院、開業醫、産婆、その他)
- 2、分娩豫定日
- 3、既往分娩狀態
- 4、分娩當時の看護責任者
- 且つ現在妊娠經過につき聽き、左記の項目につき必要なものより順に説明する。
- 1、食事
- 2、運動
- 3、便通及利尿
- 4、睡眠
- 5、齒牙
- 6、衣服
- 7、乳房
- 8、清潔、六ヶ月目頃より白帶下の分量増加する爲特に股間を清潔に保つ。
- 9、氣持の安靜

10、流産に對する注意

三、分娩の用意

1、母親の爲の用意
採光、通風共によき衛生的な分娩室、寝床、敷布、脱脂綿、ガーゼ、腹帶、脣蒲團、丁字帶、彈綿、リゾール、洗面用具、便器。

2、赤坊の爲の用意

A、衣 服

襁褓(四一六ダース)襦袢、産衣、臍繃帶。

B、寢 具

敷布團、敷布、毛布又は掛布團、ゴム布、湯タンボ。

C、入浴用具

盆、蓋物(オレーフ湯、硼酸綿、脱脂綿等の爲)、石鹼及び石鹼容器、たらひ。

D、その 他

補乳瓶及び乳首

四、分娩時の注意として左の如く指示する。

一定間隔をあいて痛みの初まつた場合、病院で出産する計畫の人は直ぐに病院へ行き、家庭で出産する人はすぐに醫師又は産婆に通知する。

充分に湯を沸す。湯は蓋付の容器にて二十分間煮沸する。寝床の用意をする。敷布團の汚れぬように覆ふ。温湯で身體

乳兒家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、健康時における醫師の監督の必要を勧告。
- 2、正しい栄養方法の教示。
- 3、疾病の徵候を教へ病氣の豫防に務める。
- 4、各種の豫防注射の必要を勧告し、傳染病の豫防に努める。
- 5、身體諸缺陷の發見及矯正を助ける。
- 6、健康生活の良習慣の養成
- 7、罹患兒の適當なる看護方法の教導

二、乳兒訪問の方法

覺醒時は必ず乳兒を裸體にして觀察する。發育の段階を熟知しその時期に注意する。異常状態を發見した場合は直ちに醫師に報告する。迷信の打破に努める。

三、乳児訪問の要點

■一ヶ月及二ヶ月乳児

1、規則正しき授乳時間及び水分の補給について注意

2、母乳不足、人工栄養の場合の注意（一、適當なる代用品、二、薄め方と分量、三、容器等）

3、便の性質及び回数

4、體重測定及び小兒健康相談所での相談の必要

5、皮膚の状態（生れた時から乾布摩擦（血行と逆にフランネル等で）等をなすこと）及び入浴時の注意

6、寝床の位置、寝具の注意。

7、衣服の注意、襁褓、肌襦袢、厚着をさせないことその他。

8、抱き癖の豫防、泣聲の見分け方。

9、頭部の注意、恰好、髪剃り等。

■三ヶ月乳児

1、日光浴と運動（乳兒體操）

2、豫防注射の必要

3、授乳間隔の延長と添食

4、そろ／＼便器に排便させる習慣をつける。

■四ヶ月乳児

1、良習慣の養成

2、健康相談所での相談の必要

■五ヶ月乳児

1、食器の注意

2、添食の注意

3、衣服の注意——襁褓をおまただけにする等の方法により運動を妨げざるもの——

4、兩便の良習慣

5、目の衛生

6、歯に対する注意

■六ヶ月乳児

1、添食と離乳の準備（同時に頻繁に體重測定）

2、遊はせ方と玩具の選び方

3、發育状態の再検討

■七ヶ月乳児

1、添食の注意

2、食事の變化により便性質の異なることにつき注意

3、良習慣養成

■八ヶ月乳児

1、添食の注意

111

2、良習慣の養成——水又はホーサン水で歯を拭いてやる等。

■九ヶ月乳児

1、添食の注意

2、乳児の居室と遊戯場所

3、歯の発育に就き注意——十ヶ月四枚、十二ヶ月八枚等。

4、午睡の調整

5、這行時の注意

■十ヶ月乳児

1、添食の注意

2、日光浴、空氣浴の注意。

3、獨立性の養成

■十一ヶ月乳児

1、食事の注意

2、姿勢、歩行、履物についての注意

3、規則的な習慣の養成

■十二ヶ月乳児

1、健康診査

2、諸種の豫防注射完了の有無

四、乳兒訪問において特に注意すべき點

1、排便の良き習慣

必要品——小便器又は不用なる小舟

方 法——先づ毎日排便の時間を知る。同時に便器の上に支へる(膝の上に便器をおき、乳兒の背中を腕で支へる)。十分間位待つ。毎日同時刻に同じ姿勢をとらせるとやがては習慣となり、襁褓には絶対に排便しなくなる。

濡れた襁褓をあて、おかぬ様に。

小便の出る時刻を心得、その時間に必ず出してやる。シードと聲をかける。

大便の場合にはウーンと聲をかける。子供はシードは小便で、ウーンは大便であると知るようになる。

2、襁褓——白色の綿ヘル又は晒木綿を良しとす。不用品を襁褓にする場合は内部のみにても白色を用ふ。襁褓のカバーはゴム製のものを使ひす。

3、皮膚の爛れ——皮膚を常に清潔にし爛れ易き部分にオレーフ油、椿油その他の植物油をすり込む。石鹼が赤ん坊に適當せるか否かを確認する。

4、目——分泌物のある時は一度煮沸した湯に浸した綿、又はホーサン綿で拭ふ。

5、鼻——小楊子に綿を巻き、綿の棒を作り湯をつけて清潔に拭ふ。

6、玩 具

二、三ヶ月この時代は自分で遊ぶのではないから衛生上の注意はさして必要なく音と色が良ければよい。

四、五ヶ月

物を握る事又は舐る事を目標にし、消毒の出来るもの、丸味を持ったもの、有毒の色素のないものを選ぶ。

五、六ヶ月

早く這ふ事が出来、又早く立上るように役立つものがよく、衛生上危険のないものを選ぶ。

八、十一ヶ月

歩行を確立させるように構造の堅固なものを選ぶ。

7、離乳については次の點に注意する。

1、時 期

2、方 法

3、離乳期に必要な食品と献立

4、添食の仕方（茶碗からスプーンでといふ風に。）

8、醫師の診察時期

1、普通發育兒

生後一ヶ月、六ヶ月、一年以後毎年一回

2、栄養不良兒

三ヶ月毎に二年まで行ひ、以後は六ヶ月毎

幼兒(一一一六歳)家庭訪問

1、訪問の目的

- 1、幼児に必要な医療と健康診断を受ける事を奨励すること。
- 2、母親に子供の日常衛生について教へる。
- 3、病氣に對する早期の徵候を知り幼児の病氣豫防の必要を教へる。
- 4、傳染病豫防法を教へて傳染病を未然に防ぐ。
- 5、發育異常又は不完全なる發育を矯正する。
- 6、凡ての病弱なる兒童には適當なる看護及び指導を與へ、全快を早からしめ死亡率の減少に勉める。

2、訪問の方法

生活を規則正しく導く事は幼児にとって重要な事であつて、やがて學校生活に順應させる事になる。身體的方面に注意するに止まらず、常に精神衛生的發育に注意しなければならない。

1、食 事

食事前に手を洗ふ習慣の養成。

哺乳瓶を廢止し、幼児用の茶碗を用ふ。

興ふべき食物を教へ、興へてならぬ食物は少量にても決して味はさぬこと。

幼児自身で食事する習慣の養成。(スプーン又は箸の持ち方を教へる。よく噛む習慣をつける。)

偏食の豫防。

疫病その他消化器傳染病に對する注意。

食事前後ウガヒをする習慣をつける。

2、睡 眠

夜間に於ける充分なる睡眠と一、二時間の午睡の習慣。

睡眠時間を規則的にする事及び獨り寝の習慣

3、衣 服

厚着をさせなすこと。

運動を妨げざるものにて幼児自身着換への簡単に出来るものを選ぶこと。

4、齒 牙

一年に一回乃至二回歯醫者に行く。

歯の磨き方の教育、一人で歯ブラシが使用出来る頃まで朝夕歯を拭いてやり、又は歯ブラシで磨いてやる。歯ブラシをなるべく朝夕二回使用させる。

乳歯の大切なことを話し永久歯との關係を明らかにする。

5、眼

小學校入學前に目の検査をする。

6、兩便の良き習慣

毎日便通のあるように氣をつける。

朝食後に排便をさせる習慣をつくる。

用便後手を洗ふ習慣の養成。

成人の就寝前及び早朝覺醒時に排便させる。

午後四時以後は水分の量を減少する。

7、玩 具

獨創力を養ふもの、運動を助けるもの、實生活の模寫となるもの、原始的のものを用ひる、幼児期は模倣力と想像力の發達する時期であつて、小供と童話に關係あるもの等。

8、母 親 に 對 す る 注意

幼児の失敗を叱責しない。

年齢に應じて幼児自身に自分の事をさせるようにしむける。

赤ん坊のような取扱をしない。

幼児を誠實な人間に育てるには、兩親が幼児に對して誠實でなければならぬ。

幼児に何かを命令する時は、それに、從ふようにさせる。

遊びは幼児にとつては重要な仕事である事を心得、一つの事に氣持を集注させるようにしむける。目前で幼児を稱讃しない。

子供の世界に於て伸び伸びとした生育を助ける。

子供は集團的に育てる——他人の子も同時に可愛がる、友達と遊ばせる等。

子供の意志を尊重する——我儘は排すべきだが。

子供とは正しい言葉と發音で對話する。

月始めにマクニンゼリ、海仁草等を與へ驅蟲に努める。

學童家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、學校と協力の上兒童身心の強化に努め體力向上を圖る。
- 2、定期身體検査を受けしめ、校醫を補佐し、又は諸調査に於て發見せられたる疾病異常等の矯正治療を助ける。
- 3、病弱兒童には適當なる看護及び指導を受け、全快を早からしめ、學校缺席日數を減少せしめること。
- 4、疾病の早期徵候を知り、傳染病の發見と豫防に努め、感染源の調査をなす。
- 5、學童に衛生思想及個人衛生を教へ、學童を通じて家人の健康教育をなす。
- 6、家庭生活狀態の改善及び衛生思想の普及に努める。
- 7、學校衛生とその市町村に存在する他の社會衛生施設との密接なる連絡を保たしめる。

二、訪問の方法

學校衛生部又は保健婦の活動基點たる保健施設に於て調査されし事項を知悉して訪問する。

(一) 學童の過去の健康狀態を明らかにする

- 1、妊娠中及び生誕時の狀態
- 2、妊娠中の母親の健康、初體重、分娩の輕重等。
- 2、乳兒期の心身の發育狀態

乳兒期に於ける栄養の種類、母乳、混合人工栄養等を明かにし、疾病的主なるもの及び心身の發育程度を知る。

3、乳兒期の心身の發育狀態

主なる疾病、智能發育程度、偏食、買食ひの狀態、その他異常と認められる點を知る。

(二) 學童の家庭に於ける生活狀態を知る

- 1、食事——偏食、間食の有無及び種類
- 2、睡眠——就寝時間に注意する
- 3、清潔——歯磨、入浴、食前手洗
- 4、運動——戶外における運動
- 5、便通その他

(三) 家庭の健康狀態

(四) 結核の診断を受けた児童の家庭訪問に於て特に留意すべき事項

- 1、医師の診断及び治療方針を知り、それを家人に傳へる。
- 2、家人に結核に対する正しい理解を與へる。
- 3、學童の結核は成人の結核と異り、注意の如何により全快し易きものなる事を説明。
- 4、感染の経路を明かにする。
- 5、家族全部に健康診断を勧める。(その他成人結核患者訪問の項参照)

(五) 虚弱児童の家庭訪問に於て特に注意すべき事項

- 1、虚弱児童は結核に關係のない場合の多い事を家人に知らせる。
- 2、虚弱になつた原因と思はれる點中未調査の部分を詳細に調査すること。
- 3、児童の虚弱の程度、家庭、經濟状態等を考慮した上で虚弱児童保護施設を紹介し、勧誘に努め、その手続きを教へる。

保護施設入園に際しては學校及び家庭と連絡をとり、退園後も引き家庭訪問をなし、児童の健康に注意する。

(六) 其の他

ツベルクリン・テストその他の諸調査の行はれる場合は、家庭にその主旨を徹底せしめる爲の家庭訪問をも必要とする
家庭訪問の際に不具児童、精神薄弱児童等を發見したる場合は、特殊施設と連絡をとり、紹介し、又は家庭内に於て特別の指導をする事もある。

一般病者家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、充分なる醫療を繼續して受くるように助力する。
- 2、家庭に於て醫師の監督命令の下に看護をなし、又正しい看護方法を教示する。
- 3、その病に關聯して疾病豫防に對する知識を家人及び患者に教示する。

二、訪問の方法

看護用訪問鞄を使用し、看護上の處置及び投薬は凡て醫師の命令の下に行ふ。

1、體温の計り方

鞄の中より検温器、アルコール綿、ワゼリン、紙片、鉛筆等を取り出し、新聞紙の上におく。前掛をかけ、袖をまくり上げ検温する。

新聞紙にて袋を作り、その中に検温器を消毒した綿、その他の不潔物を入れる。處置後は石鹼にて手を洗ひ、前掛は外側を中に疊み紙に包んで鞄に收める。

2、身體清拭法

『必要品』 洗面器、手拭、タオル、石鹼及び石鹼容器、温湯、不潔水の容器、莫蘆又は油紙、新聞紙。

『清拭』 敷布又は毛布で患者を包み、掛布團を取り除く。敷布團の濡れないように拭く部分の下にタオルを敷いておく。手拭に石鹼をつけて拭き、後に別の手拭で石鹼を拭きとり、乾いたタオルで水氣を取り去る。

頸、頸、耳、胸、腹部、上肢の順に拭き、湯を更へる。

患者の向きを變へて背中を拭く時には、褥瘡に注意する。乾いたタオルで充分に水氣を取り去り、褥瘡の出來易い場所を薄めたアルコールでマツサージを施し、汗知らず粉をつけておく。

褥瘡の出來かけた時は醫師に報告する。

患者の向きを變へて下肢を拭く。

湯を更へて陰部を清潔にする。

患者の身體を拭く時には、動作を敏活にして不必要に患者の肌を露出しないように氣をつける。

冬期においては、隙間風に氣をつけ、部屋を温めてから施行する。

敷布は必ず用ひるように勧め、皺のよらぬように注意し床を整へる。敷布のない場合は浴衣の古いのを敷布に作りかる。

婦人の頭髪は、ひきつれ又は纏れを防ぐ方法を教へ、髪を二つに分けて耳の上邊りより編み下げる。

歯ブラシを毎日使用し、含嗽をしばしばするように勧める。

必要品は、常に適當な場所におき、病室の整頓に注意する。

手を洗ひ、携帶鞄の内容物品を納める。

醫師の爲めに看護日記を作り、患家に残しておく。又は直接醫庵に状態を報告する。

家人には明瞭に指示を與へ、充分に了解したか否かを確かめる。又訪問時間外における看護法、食餌その他の注意事項を指示する。

傳染病患者家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、傳染病手続きを落なく實行せしむる。調査を嚴にし、必要に應じ當局へ報告。
- 2、醫師の診察を怠り又は受くる事の不可能なる患者を助けて診斷を受けしむる。
- 3、家族の者に適當なる看護及び指導の便宜を與ふること。
- 4、患者を隔離、消毒豫防法に依り傳染病の傳播を防ぐこと。
- 5、餘病併發を防ぐため恢復期に充分注意するよう患者を指導。
- 6、傳染病豫防方法として個人衛生を充分教へる。
- 7、傳染病患者の發見に努める。

二、訪問の方法

傳染病の症狀、潜伏期間、個體の抵抗力、病原體の性狀、病源の處在、傳播方法、警戒すべき餘病等に關する知識を應用して適宜の處置を講すると共に、法定傳染病豫防法規を熟知して公衆衛生上の措置を誤らぬようとする。

(一) 傳染病家

1、住居並に家具類の消毒

- A、消毒所より消毒に來たか否かを確める。
 B、クレゾール液にて清拭する方法を教へる。

2、家族の健康状態

- A、病氣の初期症狀を話し、疑似患者の發見に努める。
 B、分泌物、排泄物等の検査物を提出せしか否かを確める。
 C、豫防注射の勧告、日常生活に對する注意。

3、發病月日、傳染系統、誘因等の調査

續發か否か、續發の場合は第一患者の記録、附近の同病患者の有無、學校工場等での感染か否か、買食ひ、外出先食事の習慣、嗜好、特に到來物に心當りの有無、誘因と思はれる食物、量及び質、誘因と思はれる行動、過勞、寢冷へ等。

(1) 傳染病患者を家庭において療養さす場合

1、病原の隔離消毒に關する注意

患者訪問看護の際は、帽子、外套、携帶の鞄等は患者の部屋に持込まぬこと(消毒の出來るものゝみ病室へ持つて入る)病室では豫防着を使用する。豫防着は、外側の病菌の附着した部分を内側にして折疊み新聞紙に包んで持つて歸るか、又は病室に残しておく。

看護を始める前に消毒液を入れた手洗ひを置き、部屋を出る前に手を充分消毒する。

汚れた敷布類その他は洗ふ前に煮沸するか又は三十三倍クレゾール水の中に一時間以上浸した後に洗ふ。食器類は洗ふ前に煮沸すること。

2、療養に關する注意

A、病室の注意

患者は別室に移し、見舞人の出入を禁止する。病室は採光換氣の良い、閑靜な部屋を選び、患者に隙間風の當らぬようにする。

不必要的家具、座布團その他を取除く。

毎日濡れた布で埃を拭ひ、疊は消毒液に浸した布で拭く。又は、等に濡れた布をかぶせて掃く。

患者に使用した器具は患者の部屋に置き、決して外では用ひぬ。

B、療養上の注意

治療、食事、養生法等に就き、醫師の命令を家族に叮嚀に説明し、又家族の目前で行つて見せる。

入浴、檢溫、口腔、鼻の注意等につき看護者によく教へる。

C、恢復後の注意

患者を風呂に入れ、髪を洗はせ、清潔な着物一揃ひを着せる。

部屋を二十四時間明け放して空氣と日光を入れ、室内はクレゾール水又は石鹼液で拭ぐ。

敷布團、毛布、掛布團等を、日光に曝し、衣服、書籍、雑誌等棄てゝよいものは焼却する。

その他、洗濯すべきものは、凡て煮沸又は消毒液に浸して後洗ふ。

結核患者家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、結核患者及び患者に接觸しつゝある者又は接觸せし者の發見。
- 2、結核の初期に於て診断と療養を助ける。
- 3、持続的に正しい療養方法を指示し監督する。
- 4、正確なる看護法の指導
- 5、患者に個人衛生、特に結核豫防に關する教育をなす。
- 6、接觸者に個人衛生を指示し、繼續的に監督をなす。正確なる健康診斷を受けしむ。
- 7、恢復後の養生の指示監督をなす。
- 8、患者並に家族を精神的に奮起せしめて療養上不撓不屈の心掛けを養ふように努める。

二、訪問に際して特に考慮すべき事項

- 結核は他の傳染病患者と同一の一般看護法を用ゐるが、次の事情は特に考慮の必要がある。
- 1、結核は初期に確實な診断を下す事が困難である。
 - 2、結核は傳染し易い病氣である。
 - 3、患者が自由に歩きまはる爲に周囲へ傳染させる危険が多い。
 - 4、病氣が長期にわたる爲に經濟上の問題が起り易い。

三、訪問の方法

(一) 醫療上の注意

- 1、病氣の程度、潜伏、活動性、開放性、陳舊性結核の疑ひ等を明かにする。
- 2、醫師の診察及び治療を受けてゐるか否か、醫師の姓名、最近診察を受けた日を知る。
- 3、患者又は家庭内の看護責任者は診断の結果を知つてゐるか否か、知らぬ場合はその理由を確めること。
- 4、家人中患者に接觸する人々の數、年齢、男女別、接觸者は診察を受けたか否か、受けたとすればその結果を確める。
- 5、看護法はその患者に適當であるか否かを明かにする。

(二) 一般生活に關する注意

- 1、收入は適當であるか否か。不適當な場合は、適正ならしむる方法を講ずる。
- 2、家族中に働き得る者が何人ゐるか。
- 3、親類は生計費の補助をなし得るか否か。
- 4、他の社會事業機關の補助を受けてゐるか否か。
- 5、家庭内のその他の問題、家族、衣食、住居及び環境の衛生状態調査。
- 6、豫防上の注意は守られてゐるか否かを確めること。

(三) 看護上の監督

- 1、體質虚弱の人、又は患者に接觸した人々に對し、規則的に身體検査を受ける事を勧め又之等の人々の健康状態を監督し、健康的習慣を養ひ、抵抗力を増す方法を教へる。
- 2、林間學校、夏季特別施設、その他一般保健に關する社會施設の利用法を教へる。
- 3、經濟上の問題のある場合はその方面的仕事を取扱ふ社會事業機關と連絡をとる。
- 3、療養所を退院せる患者に注意し、監督を怠らず、保健法を引續いて行つてゐるか否かを調べ、又規則的に醫師の診察を受ける事を勧告する。
- 必要ある時は就職につき便宜を計る。

(四) 自宅で療養する場合の特殊の注意

1、痰

痰壺に半分位鹽酸又は石炭酸水を内容物と同量を容れ、それに吐き出す。四時間位放置して便所に捨てる。
痰を壁紙にとつて蓋付きの空箱に集めて焼却する。又は便所に棄てる。
咳或は痰の出る場合、鼻、口を紙又はハンカチで被ふ。
痰を飲み込む事を避ける。

口うつしに物を食べさせてはならぬ。
口に手をあてない。手を屢々洗ふ。

2、器 具

食器類は煮沸消毒をして後に洗ふ。
患者の使用物は凡て他と別にする。

3、寢 具

屢々日光に曝す。

洗濯の出來るのはクレジールに浸した後洗ふ。
特に布団には敷布を用ひ、屢々洗濯をなす。

4、病 室

出来れば別室を患者に與ふ。別室なき時は屏風を用ひて家人と別にする。
採光換氣よく日夜共注意して窓は開放することに努める。

性病相談者家庭訪問

1、訪問の目的

- 1、性病に對する正しい知識を與へる。
- 2、治療を根気よく繼續させる。
- 3、性病患者の發見に努める。
- 4、家庭に個人衛生を普及させる。
- 5、治療費につき相談に預り、支辨の困難なる場合には、關係社會施設を紹介する。

二、訪問の方法

性病患者の家庭訪問は特に注意深くし、一家の和合を破壊しないよう気をつけなければならない。小児又は學童その他の訪問を必要とする事例が家庭内にある場合はそれらの訪問を主とし、性病患者の訪問を二次的に取扱ふと比較的容易である。

トラホーム患者及び一般眼疾者家庭訪問

一、訪問の目的

- 1、トラホーム患者又は眼疾者の発見及び醫師の診察の勧告。
- 2、持続的治療の監督
- 3、家庭内に於ける豫防法の教示
- 4、個人衛生の普及
- 5、迷信の打破

二、訪問の方法

1、トラホーム患者

洗面器、手拭、ハンカチを専用にし、貸借を戒める。

額、手指を常に清潔に保つ事を教へる。継続的に醫師の治療を勧める。

2、トラホーム患者の家族

家族全體の検診を勧める。

患者使用の器具を區別し他の使用を禁する。

朝夕水道の水又はその他清潔な水で目を洗ふ方法を教へる。

顔、手指の清潔に注意する。

3、一般眼疾者に対する注意

次の諸例症は専門醫に相談を勧む。

視力障害。發赤、腫張(眼球、結膜、眼瞼)、眼瞼皮膚異常、睫毛脱落、分泌、流涙。角膜及び結膜の隆起物、水疱等。

眼球結膜上の異常部分(汚染皺襞)、瞳孔の異常(健眼においては左右同大、形狀正圓、光線に反應す)。斜視。

其の他、癩又は精神病と思はれる患者を發見した場合は直ちに専門醫と聯絡をとり、家族又は親戚等の調査をなす。又は、その他につき罹病原因を明かにし、これが対策を講ずること。

第八章 社會的諸施設との連絡

一一一

一、連絡の必要（連絡の必要、連絡先、連絡後の注意）

二、連絡の方法（普通の疾病の場合、肺結核の場合、精神

病の場合、出産の場合、死亡の場合、生計困難の場合、

児童の場合、軍事援護の場合、その他の場合）

一、連絡の必要

1、連絡の必要

社會保健婦が公衆衛生施設の一員として、家庭看護や健康教育の指導のため家庭訪問をすると、いろいろな問題を發見するであらう、又家庭の人たちとの交渉が深まるにしたがつて保健以外の種々な問題の相談にあづかるようになるのである。例へば醫者に藥代が拂へないとか、お産の入院中幼児をどこかへあづけたいとか、子供が死んだが出生届をしてない等々。是等の中には社會保健婦の力で解決のつく問題もあるが、中には他の社會的施設と協力しなければ解決できないものが尠くない。社會保健婦事業が各種の社會的諸施設と連絡が必要なのはこの故である。社會保健婦が社會事業家であります方面委員の最も良い協助者であると考へられるのもこの故である。

社會保健婦こそは方面委員の協力者として多くの家庭と社會施設を結ぶ最も強力なベルトである。

2、連絡先

こゝに或る家庭に一人の病者があつて、入院させねばならないとき直接病院に紹介してよい場合もあれば、家庭の生計状態によつては方面委員の手を経て輕費又は無料の社會事業病院（施療病院）に紹介する場合もある。更に家庭の條件によつて方面委員の手を経て更に市町村長の生活狀態證明書を要するもの、或は救護法、母子保護法等によつて收容保護施設へ收容される場合もある。又病氣の種別によつては市町村役場又は警察署の衛生係の手を経て入院するものもある。

すべて問題の種別により、施設の性質により、家庭の生計状況によつて連絡方法を異にするのである。

保健婦が最も屢々連絡を要する施設は

- イ、方面委員
- ロ、方面委員事務所又は市町村役場
- ハ、警察署又は駐在巡査
- ニ、地區の開業醫、診療所、社會的病院
- ホ、學校

である。保健婦としては擔當區域の人達が利用し得る社會施設とその利用方法を充分に知る事は大切な準備の一である。

連絡の場合は問題とその家庭の状況を詳細に調査してその結果を口頭又は電話で關係連絡先に通知してその解決方法を打合せるのが普通であるが、場合によつては本人に依頼状を持たせたり、急を要する問題の場合にはその家庭の人に附添つて行つて口添してやらねばならない場合も生ずるのである。

3、連絡後の注意

訪問家庭から投げかけられた問題を以上の如く一定の手續を終つた後夫等の家庭を訪問して先づ第一に注目しなければ

ならない事は、果して問題は解決したであらうか、又家庭の人々は安心して労務にいそしんでゐるであらうか等を充分に確かめる事である。例へば結核患者の入院手續をさせた場合、入院したか否か、もしまだ入院できない場合患者の状態はどうか、消毒は充分に行はれてゐるか、入院した場合家族の健康診断や室内の消毒は完全に行はれたかどうか等、そして若し問題が未解決の場合には更に實状を具申して取扱の促進又は改善を要請しなければならない。

二、連絡の方法

前記のように保健婦は各家庭を訪問して親しく接する結果保健婦本來の務以外に種々な社會奉仕相談があるので問題の性質とそれを解決する社會施設とその手續を充分に知悉しておくことが必要になるのである。主なるものを次に挙げよう。

イ、普通の疾病

疾患の種類、輕重によつて開業醫、診療所、病院へ紹介する。醫療費の支出困難な者の場合は方面委員と連絡して市町村役場又は方面委員事務所より無料又は輕費診療券を發行してもらつて開業醫、社會事業の診療所、病院に紹介して加療せしめる。

ロ、肺結核

肺結核の疑ある病者については健康相談所にゆかせて物理的試験の結果之を確認して、市町村長又は警察署長の手を通して結核療養所へ入所手續をとらしめ、入所する迄は巡回指導をなす。

ハ、精神病

地區内に精神病者が發生した場合は方面委員、警察署、市町村役場と連絡して精神病院へ入院の手續をとること。

二、出産

都市に於ては役場、警察署と連絡して火葬にする。貧困者の場合は貧困證明により火葬料の免除又は減額の方法がある。農村では今尚土葬が多いが傳染病の場合には火葬にする。
ヘ、生計困難

是は一番多い相談であるが公益質屋、投產場、託児所、消費組合、醫療施設等社會施設を利用して收入をはかり、生計を合理化するように働きかけ、極度に生計困難なものは方面委員と連絡して事情により救護法、母子保護法等により一定期間公費の扶助を受けさせたり生業資金の貸付等によつて更生せしめる。

ト、児童

母親が就労するためには、乳幼兒を託児所に依託し、母乳不足の乳兒や病兒のためには牛乳の廉價又は無料配給をする。貧困學童のためには豊食支給、授業料免除、學用品給與のため方面委員と連絡し、虛弱兒はそれらの保養所に紹介する。

チ、軍事援護

市町村役場で一切の事務手續をするので國家及各團體の扶助、出征軍人遺家族相談所への紹介、各種社會施設における使用料減免・優先的取扱等を知らせて充分利用するようすゝめること。

リ、その他 戸籍整理、孤獨幼老の收容保護等

第九章 國民保健運動への協力

一三六

目標、方法（都市、農村）

前に述べた様に都市、農村を問はず保健婦は保健衛生施設の觸手となつて直接個別的に國民の生活圈内に深く立入つて病の看護、豫防のために親しく相談指導に當るのであるが、これをより效果的ならしむるには、どうしてもそれのみに止るのではなく、積極的に汎く國民の健康を増進し、體力向上を期する爲に次の如く國民の生活様式を保健的に合理化し（例へば母性保護のため女子労働の業態を合理的に改め、特に妊娠に不適當なものは禁止制限するとか、家事労働の改善を計り、臺所、炊事、洗物、風呂焚火、掃除、裁縫、水運搬、水汲等の作業改善をなす等）日常の生活習慣を衛生的に改善することも亦重要な任務となるのである。

- 1、栄養の改善及飲食物の衛生的指導
 - 2、衣服、住宅其他環境衛生の改善指導
 - 3、運動、娛樂、教養の指導
 - 4、運動、娛樂、教養の指導
 - 5、映畫會、演劇會、紙芝居、童話會
 - 6、展覽會
 - 7、保健巡回文庫
- そのために保健婦が家庭訪問又は相談による個別的方法によるばかりでなく、各種團體、施設による集團的方法に對しても保健婦として積極的に協力しなければならない。
- 特に結核豫防週間（四月）、兒童愛護週間（五月）、癲豫防デー（六月）、齶齒豫防デー（六月）、蠅取デー（七月）、工場安全週間（十月）、健康週間（十月）、視力保存デー（十月）、栄養週間（十月）、體育デー（十一月）等の保健に關する週間運動を
- 捉へて積極的に活動するように協力すべきであらう。
- 次に集團的方法の主なるものを擧げよう。
- 1、健康聯盟
 - 2、講演會、講習會
 - 3、懇談會（座談會、チユーテー・システム）
講師（指導者）に座長になつてもらつて各自の保健的、生活的問題を出し合つて講師に夫々の問題に直接解決してもらふもの。
 - 4、讀書會
 - 指導者を中心と保健や衛生に關したパンフレット、リーフレット等を輪讀し合つて質疑を質して正しい理解の下に協同の力で實践を約束すること。

衛生思想涵養のため又生活改善の實際を知らせるため保健に關した映畫を上映し、劇を演じ、紙芝居をやり、或は童話會を催し、實踐的意慾を煽動する。

栄養食、生活改善パンフレット、其他衛生參考品を陳列して直觀に訴へて保健思想を涵養する。

巡回文庫により一般的教養を高めると共に特に保健衛生に關した書籍、雑誌を挿入して保健知識を啓培する。

8、其他 ピラ、ニュース、ポスター等の印刷物による。

以上の活動は保健婦が單に協力すればよい所もあり、保健婦が活動の主體とならねばならない所もあるが、すべて地域の社會的諸施設の普及の程度により、その活動方法が異なるので都市と農村に分けてその大要を述べてみよう。

(I) 都市

都市の保健婦は保健所、病院、學校、隣保館等の保健的社會施設に所屬してゐるのが大部分である。それらの施設がその機能を充分に發揮するよう努めると共に保健婦としては特に次のような活動に心を留める必要がある。

1、託児所、幼稚園に關する保育上の助力

幼稚園、託児所の如きとかく醫學的、保健的配慮の乏しい地區の施設に對しては特に幼兒の身體的保育に關して充分な考慮をするやう不斷に働きかけねばならないそのためには幼兒保育についても一通りの知見を有する必要があるものである。

2、施設の母の會への協力

保健所、健康相談所等では保健婦が中心となり、相談に來る母親達を集めて特に妊娠婦、乳幼兒保育其他家庭における疾病豫防について積極的な啓蒙活動がなされねばならない。

又小學校、幼稚園、託児所等の母の會に對しては特に兒童の保健問題をひつさげて耐えず協力の手をさしのべることが肝要である。

3、町會、隣り組に對する協力

家庭婦人がもつと衛生知識を豊富にもち生活そのものゝ中に健康問題の基礎を實踐するために町會、隣り組に對して或は宣傳ビラにより掲示板、廻覽板等を利用し、或は座談會に出席して次のような點について充分に啓蒙すること。

- 1、保健問題に對する批判的眼を養ふこと
- 2、社會施設の理解と充分な利用
- 3、栄養に對する正しい實際的知識
- 4、インチキ療法への闘争

5、清淨な空氣と日光の少ない町の生活では時々郊外や空地、公園等にでかけること

6、結核豫防のために健婦診斷を時々うけること

4、地區の餘暇善用運動への協力

學校、婦人會、町會等地域にある各種團體が開催する運動會、野外遠足、映畫會等に對して或は救護班となり、衛生班となり催を効果あらしむるために協力すること

(II) 農村

農村では保健のための社會施設は勿論社會事業も未發達であるから農村に働く保健婦は都市のそれの如く自分の擔ぶ本來の務めさへすればよしと云ふわけにはいかず、農村生活の改善向上のために協力する部分が多いわけである。村によつては保健婦が村の社會施設開發の戰士にならねばならない所さへ尠くない。従つて村に働くようになつた以上さうした仕事のためには村のあらゆる集りに顔出しして保健を説き、生活改善を語つて村の人達自身が村の不幸を少なくし、互に生活を向上するために社會施設を作つてゆくように不斷に働きかける。そのためには特に盆踊り、村祭りの娛樂等にも仲

間入して村の人たちと親しくなることが必要である。今保健婦として協力する主な事業を次にあげてみよう。

- 1、町村役場 町村長、助役、衛生係、社會係等には村に生じた保健衛生に關することは勿論のことひらく村の生活改善のために必要なことはつねに傳へて助力を求めることがある。
- 2、駐在巡査 これも常に村中を巡査して村の治安維持、保健衛生の任に當り村では屈指の有力者であるから協力すべきである。

- 3、小學校 これは一村文化の母胎として村人の教化的方面での有力な協力機關である。特に學童の衛生的習慣の養成や簡易な治療其他運動會、遠足等に於ける救急の擔當者としての助力や、學校給食における給食兒童の選定（醫師と協力）、獻立表の研究、調理衛生の指導、更に高等小學校家事科における保健衛生、栄養等の教授等協力の範圍も尠くない、保健所のない所では保健婦が學校看護婦を兼務したり、學校に駐在してゐるところも専くない。
- 4、女子青年學校

將來の母性としての基礎的教養を得しむる爲に特に家事科における食物、住所、衛生、看護等の教授に際して特に保健婦として村内における不合理な實狀をとほして生活改善を具體的に知らしめることが大きい任務となる。

5、託児所

進んだ村には常設託児所のある所もあるが多くは春の田植、養蠶、秋の刈入等の農繁期に開設されるのであるが、未設置町村の場合は保健婦が先頭に立つて役場、小學校、寺院、農家組合、産業組合、婦人會等の何れかを動かして開設せねばならない。さうした場合託児所の保母は臨時又は速成で専門的の教養を受けたものが少ないので保健婦は特に幼兒の保育上清潔の習慣、給食、健康調査、疾病手當、爪切り、鼻かみ、虱退治、廻虫退治等保健的方面の指導協力が是非共なされなければならない。

6、共同炊事

農閑期に栄養改善講習會を開催したり栄養獻立表（この場合はその地方の食料供給の状態を調査し、その地方に最も適した献立を作ることを忘れてはならない）を配布したりして不斷に栄養改善や臺所改善に努むる一方、農繁期託児所の栄養食の經驗などを通じて農繁期共同炊事を實施するよう共同作業の實施主體である地區の農家組合に働きかける。この場合縣衛生課や社會課に交渉すれば補助金の交付は勿論栄養食の献立まで指導してもらへるので保健婦としてはさうした開拓も亦大切な務めとなる。

7、婦人會、敬老會

こうした集りを機会に特に妊娠、出産、疾病に對する陋習打破のために啓蒙的な活動をすること。

例へば婦人會を主體として

○衛生デー

毎月定期に行はせて下水掃除、寢具日光消毒、蠅の驅除、寄生蟲驅除、赤痢豫防藥の服用等をなさしめる。

8、母親學校

村醫と協力し農閑期を利用して母親及近く母親となる婦人を村の學校公會堂等に集めて妊娠、出産の衛生や乳幼兒保育に對して實習を加味したわかり易い講座を開くこと。

9、出產組合の組織に對する協力

- 10、其他 衛生のための映畫會、展覽會、節句を利用して乳幼兒審査、學齡兒の入學前身體検査等に對する協力等
- 11、產業組合——家庭藥、栄養食料品等の配給を合理的且つ圓滑ならしめ、協同組合精神の鼓舞を圖る。
- 12、農會——農作物の栽培のしかたを勞力と栄養の點から指導して貰ふ。